

○新見市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例

平成25年3月22日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下次条において「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定等の申請をしようとする者から地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の種別及び金額)

第2条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）若しくは登録住宅性能評価機関（当該申請の対象とする範囲に非居住部分が含まれる場合にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関。以下同じ。）が交付する適合証（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 4,700円

イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体

(ア) 共用部分（人の居住のみの用に供するものに限る。以下同じ。）がある場合 別表第1の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び別表第3の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

(イ) 共用部分がない場合 別表第1の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

ウ 複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 建築物全体

a 共用部分がある場合 別表第1の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額、別表第3の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

b 共用部分がない場合 別表第1の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

(イ) 非居住部分以外の部分

a 共用部分がある場合 別表第1の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同

- 表の右欄に定める額及び別表第3の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額
- b 共用部分がない場合 別表第1の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- (ウ) 非居住部分 別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- エ 非住宅建築物の建築物全体 別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- (2) その他の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 一戸建ての住宅 35,200円
- イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体
- (ア) 共用部分がある場合 別表第2の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び別表第4の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額
- (イ) 共用部分がない場合 別表第2の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- ウ 複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 建築物全体
- a 共用部分がある場合 別表第2の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額、別表第4の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び別表第6の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額
- b 共用部分がない場合 別表第2の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び別表第6の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額
- (イ) 非居住部分以外の部分
- a 共用部分がある場合 別表第2の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額及び別表第4の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額
- b 共用部分がない場合 別表第2の左欄に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- (ウ) 非居住部分 別表第6の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- エ 非住宅建築物の建築物全体 別表第6の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
- 2 法第54条第2項の規定による申出がある場合の低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査については、前項に定める額及び当該申請に係る建築物について新見市建築確認事務等手数料条例（平成19年新見市条例第16号。以下第4項において「建築確認事務等手数料条例」という。）別表第1、別表第4、別表第9の60の項又は6

2の項にそれぞれ定める額を合算した額とする。

3 法第55条第1項の規定による認定低炭素建築物新築等計画（法第56条の認定低炭素建築物新築等計画をいう。次号及び次項において同じ。）の変更の認定の申請に対する審査については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 法第54条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定低炭素建築物新築等計画の変更について、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）の提出がなかった場合は、第1項第2号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合は、第1項第1号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

4 法第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合の同法第55条第1項の規定による認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査については、前項に定める額及び当該申請に係る建築物について建築確認事務等手数料条例別表第1、別表第4、別表第9の60の項又は62の項にそれぞれ定める額を合算した額とする。

（徴収の時期及び方法）

第3条 手数料は、申請の際に徴収しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、この限りでない。

（手数料の不還付）

第4条 既納の手数料は、還付しない。

（手数料の減免）

第5条 市長は、公益上必要と認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日条例第9号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第21号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日条例第25号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 1 9 日 条例第 3 3 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

戸 数	金 額
1 戸のもの	4, 7 0 0 円
2 戸以上 5 戸以下のもの	9, 6 0 0 円
6 戸以上 1 0 戸以下のもの	1 6, 6 0 0 円
1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの	2 7, 6 0 0 円
2 6 戸以上 5 0 戸以下のもの	4 6, 3 0 0 円
5 1 戸以上 1 0 0 戸以下のもの	8 3, 0 0 0 円
1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下のもの	1 3 1, 0 0 0 円
2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下のもの	1 6 6, 0 0 0 円
3 0 1 戸以上のもの	1 7 6, 0 0 0 円

備考 この表の戸数は、当該申請に係る建築物の全ての戸数とする。

別表第 2（第 2 条関係）

戸 数	金 額
1 戸のもの	3 5, 2 0 0 円
2 戸以上 5 戸以下のもの	7 1, 3 0 0 円
6 戸以上 1 0 戸以下のもの	1 0 0, 0 0 0 円
1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの	1 4 0, 0 0 0 円
2 6 戸以上 5 0 戸以下のもの	2 0 2, 0 0 0 円
5 1 戸以上 1 0 0 戸以下のもの	2 9 1, 0 0 0 円
1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下のもの	3 9 3, 0 0 0 円
2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下のもの	5 1 6, 0 0 0 円
3 0 1 戸以上のもの	6 0 6, 0 0 0 円

備考 別表第 1 の備考の規定は、この表について準用する。

別表第 3（第 2 条関係）

床面積の合計	金 額
3 0 0 平方メートル以内のもの	9, 6 0 0 円
3 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	2 7, 6 0 0 円
2, 0 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	8 3, 0 0 0 円
5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 3 1, 0 0 0 円
1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 2 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 6 6, 0 0 0 円
2 5, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	2 0 7, 0 0 0 円

備考 この表の床面積の合計は、当該申請に係る建築物のうち共用部分の床面積について算定する。

別表第 4（第 2 条関係）

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	112,000円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	186,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	372,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	445,000円
25,000平方メートルを超えるもの	518,000円

備考 別表第3の備考の規定は、この表について準用する。

別表第5（第2条関係）

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	9,600円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,900円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	27,600円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	83,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	131,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	166,000円
25,000平方メートルを超えるもの	207,000円

備考 この表の床面積の合計は、当該申請に係る建築物のうち非居住部分の床面積について算定する。

別表第6（第2条関係）

床面積の合計	金額
300平方メートル以内のもの	248,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	310,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	396,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	565,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	694,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	818,000円
25,000平方メートルを超えるもの	933,000円

備考 別表第5の備考の規定は、この表について準用する。